

神戸市告示第421号

建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率，建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める件（平成16年3月神戸市告示第526号）の一部を次のように改正し，都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

令和2年8月21日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に改める。